

協働かわら版

©yoshikawa

VOL.61

発行者:市民参加推進課

電話:048-982-9685

発行日:令和6年3月29日

メール shiminsanka2@city.yoshikawa.saitama.jp

協働かわら版は、平成21年3月に「市民と行政との協働に関する基本指針」が、策定されたことに伴い、「職員の意識改革」に重点を置いた取り組みの一つとして、職員の「協働」への理解の浸透と様々な現状を知らせることを目的に発行している「庁内向け情報誌」です。 [バックナンバー](#) [吉川協働かわら版](#) [検索](#)

市民参画手続とは？



そもそも「市民参画」ってなに？

ちょっと今さら聞きづらい…ですよ。

「市民参画」とは、市の施策の立案や実施などにあたって、**市民が意見を述べたり、提案することで、市政に参画すること**です。

なるほど。**市民と行政と一緒に「まちづくり」をしていきましょう！**
ってことなんだね。ところで、**どんな時に市民参画手続が必要なの？**



市民参画手続の対象となる事項は次のものがあります。(吉川市市民参画条例第7条)

1. 市の計画の策定・改定・廃止

⇒総合振興計画など市の基本的な政策を定める計画や各行政分野における施策の基本的な事項を定める計画

2. 市の憲章・宣言などの策定

⇒市民憲章や都市宣言など

3. 条例の制定・改正・廃止

⇒市政に関する基本の方針を定めることを内容とする条例や市民に義務を課したり、権利を制限したりすることを内容とする条例

4. 制度の導入・改正・廃止

⇒市民生活に重大な影響を与える制度

5. 建物の建設の基本的計画の策定や変更

⇒広く市民に利用される建物などの建設についての基本的な計画

6. その他特に市民参画手続を必要とするもの

⇒**どんな小さなことでも、可能な限り市民の声を聴く機会を設けましょう！**



市民参画手続ってどんなものがあるの？

吉川市市民参画条例では、以下の7つの市民参画手続を定めています。(条例第6条)

- ① 審議会手続 ② パブリック・コメント（意見公募） ③ 市民説明会手続 ④ 地域ヒアリング
⑤ ワークショップ手続 ⑥ 市民討議会 ⑦ 住民投票手続

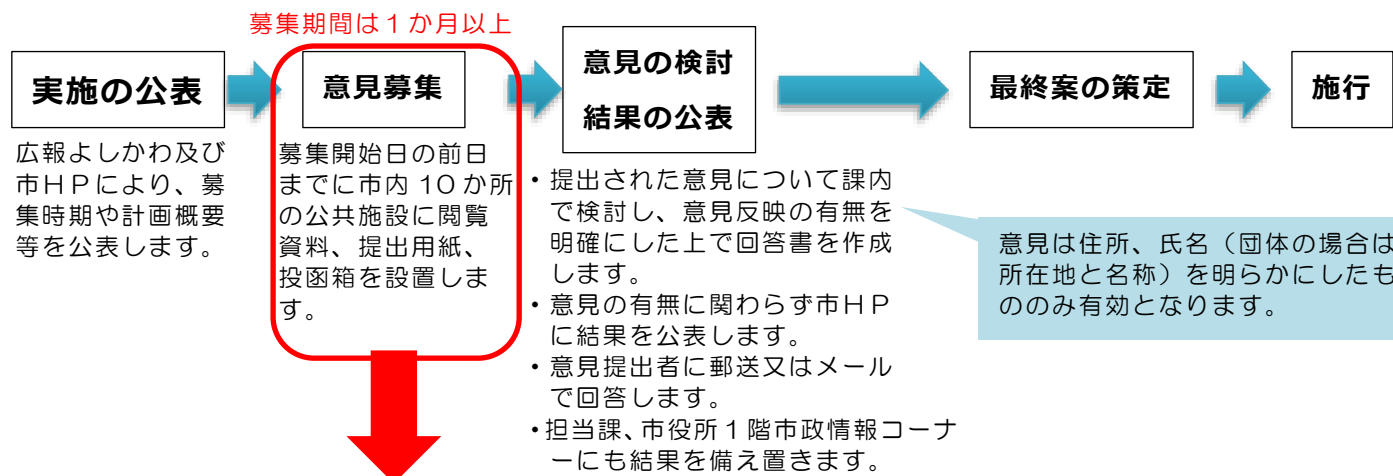
この7つの手続から1つ以上を実施し、より多くの市民の意見を求める必要がある場合には、複数の手続を併せて実施しましょう！

パブリック・コメントとは？



上記7つの市民参画手続の中でも、特に問い合わせのあるパブリック・コメントについてご説明します。

パブリック・コメントは、**意見のある市民に広く発言の機会を提供できる基礎的な市民参画手続です。**しかしながら、市民からは「いつ募集していたのか知らなかった」「どんな意見を書いていいのかわからない」といった声を聞きます。実施の際には周知方法を工夫したり、記入例を示すなど、よりわかりやすくより広く市民の意見を反映できるよう心がけましょう。



【投函箱設置場所】

- ①担当課窓口 ②市民課市政情報コーナー ③中央公民館 ④おあしす
- ⑤駅前市民サービスセンター ⑥旭地区センター ⑦東部市民サービスセンター
- ⑧総合体育館 ⑨平沼地区公民館 ⑩美南地区公民館

【設置するもの】

- ①パブコメ対象資料（条例原案、計画原案など）・・・1部
- ②概要版資料（A3両面刷り程度）・・・10部程度
- ③意見提出用紙・・・10枚程度
- ④記入例など・・・10枚程度

【留意事項】

- 施設職員にパブコメ実施の旨を伝えてください。
- 施設内の設置場所については、各施設にご確認ください。（投函箱は施設によって窓口で保管している場合があります。）
- 同時期に複数の課がパブコメを実施する場合には共通の投函箱を使用してください。その際、投函箱に貼り付けする鑑文の表示を調整して表示してください。

-
- 1 ●●計画(案)に関するパブリック・コメント
▲▲月▲▲日(▲)から
▲▲月▲▲日(▲)まで
 - 2 ●●計画(案)に関するパブリック・コメント
▲▲月▲▲日(▲)から
▲▲月▲▲日(▲)まで

職員一人ひとりが市民参画条例を理解し、適切な運用を心がけましょう！

詳しい内容や手続等については、「吉川市市民参画条例攻略本」をご覧ください。

ファイル管理 > 市民参加推進課 > 市民参画条例資料・様式 > [吉川市市民参画条例 攻略本](#)